

四日市市告示第 2 5 3 号

四日市市スポーツ功労者表彰要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 3 1 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市スポーツ功労者表彰要綱の一部を改正する要綱

四日市市スポーツ功労者表彰要綱（平成 3 0 年四日市市告示第 2 1 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(表彰)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>6 スポーツ・レクリエーション団体において、永年にわたりスポーツの普及及び発展に特に貢献したのに対し、スポーツ有功賞を授与し、表彰するものとする。</p> <p><u>7 地域において、永年にわたりスポーツの普及及び発展に特に貢献したのに対し、スポーツ地域有功賞を授与し、表彰するものとする。</u></p>	<p>(表彰)</p> <p>第 2 条 (略)</p> <p>2 から 5 まで (略)</p> <p>6 <u>地域</u>やスポーツ・レクリエーション団体において、永年にわたりスポーツの普及、発展に特に貢献したのに対し、スポーツ有功賞を授与し、表彰するものとする。</p>
<p>(表彰の時期)</p> <p>第 5 条 第 2 条第 1 項から第 3 項まで、第 6 項及び第 7 項の規定による表彰は、市民スポーツフェスタ開催時に行うものとし、<u>同条</u>第 4 項及び第 5 項の規定による表彰は、<u>スポーツ協会総合開会式開催時</u>に行うものとする。ただし、特別な理由により、これによりがたいときは随時行うことができるもの</p>	<p>(表彰の時期)</p> <p>第 5 条 第 2 条第 1 項から第 3 項まで及び第 6 項の規定による表彰は、市民スポーツフェスタ開催時に行うものとし、第 4 項及び第 5 項の規定による表彰は、<u>体育協会総合開会式開催時</u>に行うものとする。ただし、特別な理由により、これによりがたいときは随時行うことができるものとする。</p>

とする。	
------	--

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)